

意見第1号

年金積立金の適正運用の確保についての意見書の発議について
このことについて、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月19日提出

提出者 豊川市議会議員 堀 部 賢 一
山 本 和 美
井 川 郁 恵
石 原 政 明
佐 藤 郁 恵
榊 原 洋 二
太 田 直 人
中 村 直 巳
鈴 川 智 彦

年金積立金の適正運用の確保についての意見書

我が国では、高齢者世帯の収入の約7割を公的年金が占めており、また、約6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しているなど、年金は老後の生活保障の柱となっている。

こうした中、政府は、公的資金等の運用について、デフレからの脱却を図り、適度なインフレ環境へと移行しつつある我が国の経済の状況を踏まえ、運用対象の見直しやリスク管理体制等のガバナンスの見直しを進めることとしている。

また、公的年金の積立金の運用を行っている年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）は、昨年10月に中期計画を変更し、運用資産に占める国内債券の割合を引き下げ、株式の割合を引き上げるなどの運用方法の見直しを行うとともに、内部統制やリスク管理体制の強化等を行うこととしている。

もとより、年金積立金の運用は、年金財政、年金制度と密接に関わるもの

であり、現役世代の保険料負担を維持しつつ、将来の年金給付に支障が生じないよう、長期的な健全性を確保していかなければならない。

よって、国におかれては、年金積立金の適正運用の確保を図るため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 年金積立金の運用は、引き続き、厚生年金保険法及び国民年金法の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うこと
- 2 年金積立金の運用が適切に行われるよう、早急にGPIFのガバナンス体制の強化を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月 日

豊川市議会議長 今 泉 淳 乙

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣 あて